

医療機関・薬局向け

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、
システム整備をお願いいたします

令和6年12月 1.1版



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

- 令和6年12月2日以降、健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。それに際して、国民の皆さまに対し、マイナ保険証を利用することのメリットや利用方法に関して周知を進めており、マイナ保険証の利用率も徐々に増加する傾向が見られています。
- 医療機関・薬局の皆さまには、まずは外来診療において医療保険資格をオンラインで確認できる仕組みを整備いただいたところ、その他の医療業態や患者にもオンライン資格確認ができる仕組みを拡充いただくことが重要となります。
- 当初、一部事業に関しては、お使いいただくシステムや関連アプリのシステム事業者の対応が追いついていない状況が見られましたが、対応状況が改善されていることをシステム事業者にも確認できています。
- 本書では、補助金も最大限に活用しつつ、費用・時間を抑えながら導入するために、いつ、何を対応すればいいのかをお示ししていますので、ぜひご参考にしてください。

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、システム整備を完了していない皆さまに最優先でご対応いただきたい事項

マイナ保険証でオンライン資格確認ができる仕組みを拡充するため、以下の機能を最優先で導入するよう、いますぐ、システム事業者にご相談ください。

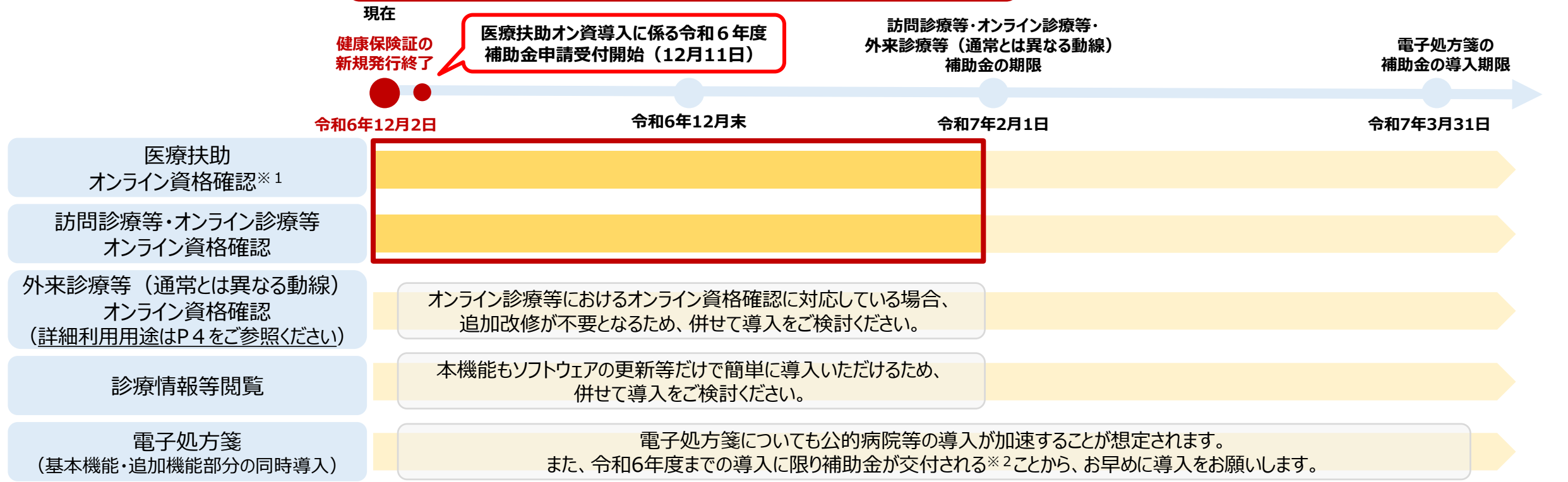
なお、同時に導入いただくことで、導入費用・時間の削減が期待できます。

- 医療扶助対象患者に対するオンライン資格確認（**令和6年4月以降の改修に係る補助金申請受付について、令和6年12月11日に開始いたします※1**）
- 訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認（補助金の申請期限は令和7年2月1日）

※「オンライン診療等」と「外来診療等（通常とは異なる動線）」は同様のシステムとなるため、どちらかでシステム改修を行っている場合は、追加での改修は不要です。

いますぐ、ご対応いただきたいこと（導入対応）

**「医療扶助対象患者に対するオンライン資格確認」
「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」
を最優先で導入！**

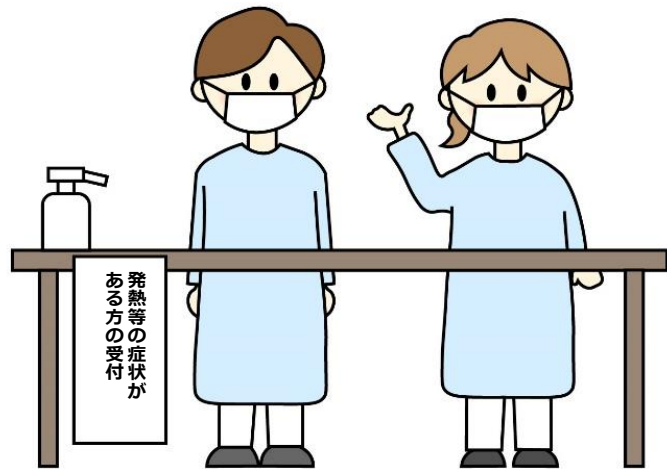


※1 医療扶助については令和7年2月1日を超えても当分の間申請を受け付けます。申請期限については追ってお知らせ予定です。
※2 既に基本機能を導入した医療機関・薬局が追加機能を導入した場合は、令和6年11月30日までに導入し、令和7年2月1日までに申請されたものが交付の対象となります。

(参考) 外来診療等 (通常とは異なる動線) におけるオンライン資格確認

通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、モバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能になります。主な利用用途としては以下のケースが考えられます。

①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース



②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を病室において実施するケース



③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース



各事業における補助金について

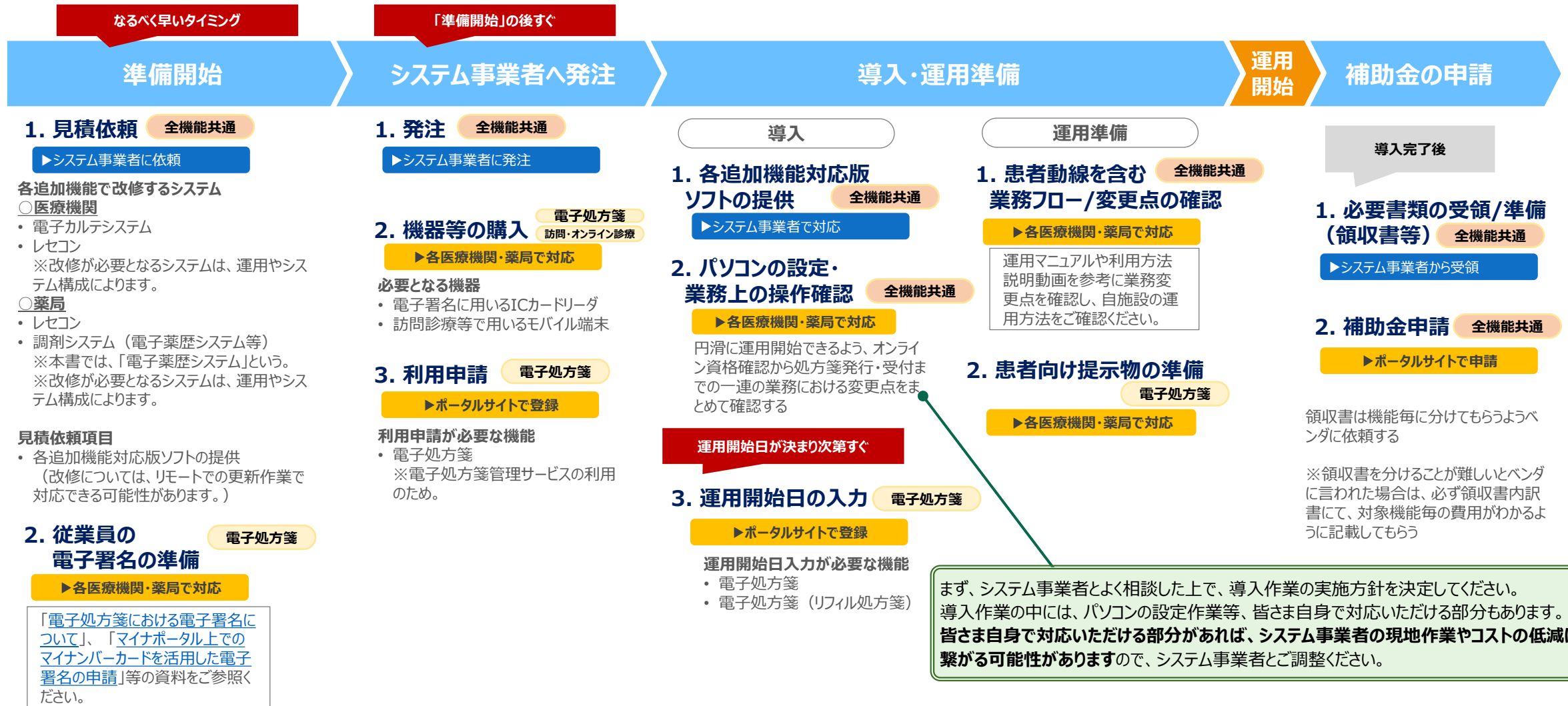
| | | 補助金額 | | | | | 補助金申請期間 |
|----------------------|----------------------------|---|--|--|--|--|--|
| | | 大規模病院 | 病院 | 診療所 | 大型チェーン薬局 | 薬局 | |
| 医療扶助 | | 28.3万円を上限に補助 ※事業額の56.6万円を上限に、その1/2を補助 | | 5.4万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、その3/4を補助 | 3.6万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、その1/2を補助 | 5.4万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、その3/4を補助 | オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等を完了した上で申請 ※申請期限については追ってお知らせ予定です |
| 訪問診療等 | | 41.1万円を上限に補助 ※事業額の82.2万円を上限にその1/2を補助 | | 12.8万円を上限に補助※事業額の17.1万円を上限にその3/4を補助) | 8.5万円を上限に補助 ※事業額の17.1万円を上限にその1/2を補助) | 12.8万円を上限に補助※事業額の17.1万円を上限にその3/4を補助) | オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等、モバイル端末や汎用カードリーダーの購入等を完了した上で、 令和7年2月1日までに申請 |
| オンライン診療等 | | 39万円を上限に補助 ※事業額の78.1万円を上限にその1/2を補助 | | 9.7万円を上限に補助 ※事業額の13万円を上限にその3/4を補助 | 6.5万円を上限に補助 ※事業額の13万円を上限にその1/2を補助 | 9.7万円を上限に補助 ※事業額の13万円を上限にその3/4を補助 | オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等を完了した上で、 令和7年2月1日までに申請 |
| 外来診療等 (通常とは異なる動線) | | 41.1万円を上限に補助 ※事業額の82.2万円を上限にその1/2を補助 | | 12.8万円を上限に補助※事業額の17.1万円を上限にその3/4を補助) | 8.5万円を上限に補助 ※事業額の17.1万円を上限にその1/2を補助) | 12.8万円を上限に補助※事業額の17.1万円を上限にその3/4を補助) | オンライン資格確認を実施するためのレセコンの改修等、モバイル端末や汎用カードリーダーの購入等を完了した上で、 令和7年2月1日までに申請 |
| 電子処方箋 | 基本機能部分 | 162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助 | 108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助 | 19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助 | 9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助 | 19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助 | 令和7年3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、令和7年9月30日までに申請 |
| | 追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設 | 45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助 | 33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助 | 12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助 | 6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助 | 12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助 | 令和6年11月30日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、令和7年2月1日までに申請 |
| | 基本機能 + 追加機能部分 同時導入 | 200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助 | 135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助 | 27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助 | 13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助 | 27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助 | 令和7年3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、令和7年9月30日までに申請 |
| | 都道府県補助 (医療提供体制推進事業費補助金) | 都道府県が、第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及の環境整備として、医療機関等へ導入費用を助成 ※都道府県によって補助金の交付を行わない場合がありますので、医療機関・薬局の皆さまの所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。 | | | | | 医療機関・薬局の皆さまの所在地の都道府県へご確認ください。 |

※各業態等の補助の詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

準備作業について

準備作業のステップについて

医療扶助と訪問診療等・オンライン診療等のオンライン資格確認、さらに電子処方箋を同時に対応する場合の準備作業のステップを示します。導入の効率性の観点から、ベンダへの見積依頼・発注、導入・動作確認のタイミングはまとめて対応をお願いします。ただし、補助金申請に関しては、事業毎に個別に行う必要がある点にご留意ください。



1 見積依頼

▶医療機関・薬局で対応

- 各機能への対応にあたって、ご使用いただくシステムの中でどのシステムに改修が発生するのかを把握した上で、適切なシステム事業者に見積依頼・発注をお願いします。
改修が必要なシステムについては、システム事業者ともよくご相談ください。

改修が必要なシステム

【凡例】 ○…改修が必要 (○) …改修を推奨 △…施設内の運用やシステム構成等によって改修が必要

| | 医療機関 | | 薬局 | |
|-----------------------------|--------|-----------|--------|----------|
| | レセコン | 電子カルテシステム | レセコン | 電子薬歴システム |
| 医療扶助における オンライン資格確認対応 | ○※4 | (○) ※3,4 | ○ ※4 | (○) ※4,5 |
| 訪問診療等・オンライン診療等 オンライン資格確認 | (○) ※6 | (○) ※6 | (○) ※6 | (○) ※6 |
| 電子処方箋 (追加機能含む) | △※1 | ○ | ○ | (○) ※5 |
| 診療情報等閲覧 | △※2 | (○) ※3 | △※2 | (○) ※5 |

※1 (a) 電子カルテシステムではなくレセコンで電子処方箋を発行する場合や (b) 患者が顔認証付きカードリーダーで処方箋の発行形態を選択し、電子カルテシステムでも当内容を管理する場合等にレセコンの改修が必要となります。
 ※2 基本的に改修不要の想定ですが、レセコンと電子カルテシステム、レセコンと電子薬歴システムのベンダが異なる場合に、マイナンバーカードによる同意情報をレセコンから電子カルテシステム/電子薬歴システムに情報連携するケース等において、改修が必要となる場合があります。
 ※3 電子カルテシステムで診療/薬剤・特定健診情報等の閲覧を行う場合には、閲覧できるようにするための改修が必要です。
 ※4 医療扶助のオンライン資格確認対応とは、オンライン資格確認を実施する対象患者が拡大するものであり、医療保険のオンライン資格確認において使用している医療機関等の既存システムも踏まえ、適切なシステム事業者に見積依頼・発注をお願いします。
 ※5 電子薬歴システムをご使用いただく場合、併せて対応することで、電子処方箋管理サービスから取り込む処方箋の閲覧等の情報連携、診療/薬剤・特定健診情報等のデータ閲覧も可能となります。
 ※6 訪問診療等・オンライン診療等のオンライン資格確認では、機能追加により、資格確認端末上での資格情報の取得が可能となりますが、利便性の向上のため、レセコン、電子カルテシステム（電子薬歴システム）で連携を行うための改修を推奨します。連携のための改修には補助金もあるためご活用ください。

2 電子署名の準備

▶ 医療機関・薬局で対応

- 電子処方箋を導入した後は、電子処方箋を発行・応需する際に電子署名を行う必要があります。電子署名の方法としては、HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法（①）と、クラウド上の電子証明書を用いる方法（②）の2つがあります。導入費用や運用方法を踏まえ、システム事業者ともよくご相談の上、ご選択ください。

詳細につきましては、以下の資料をご参照ください。

- ・「[電子処方箋における電子署名について](https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001242673.pdf)」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001242673.pdf>)
- ・「[マイナポータル上でのマイナンバーカードを活用した電子署名の申請](https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001264397.pdf)」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001264397.pdf>)

1 発注

▶システム事業者へ依頼

- 提示された見積をご確認の上、システム事業者への発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

- システム事業者においては、他施設の対応等により、発注から実際に作業に取り掛かるまで時間を要する可能性があります。
希望する時期から運用を開始できるよう、発注する内容が確定次第、お早めに発注をお願いします。

2 機器等の購入

▶医療機関・薬局で対応

- 業務に必要となる各機器をご購入ください。
システム事業者で購入いただくことも可能ですが、ご自身で購入することで費用を抑えられる可能性があります。

購入いただく機器

【電子処方箋】

以下の電子署名方式を選択する場合、ICカードリーダーが必要となります。

- ・①ローカル署名
- ・②リモート署名（カード認証のみ）

※運用の上で必要数をご準備ください。

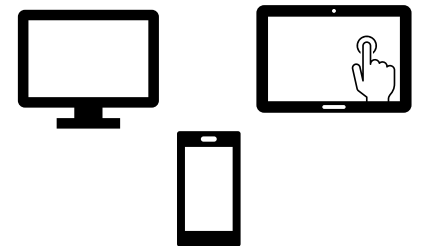


【訪問診療等・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認】

以下のモバイル端末などを用いて患者宅等でカードの読み取りを行い、本人確認と健康医療情報の同意の取得を行います。

- ・ノートPC + 汎用カードリーダー
- ・タブレット + 汎用カードリーダー
- ・スマートフォン

※いずれも補助の対象ですので、必要に応じて購入をご検討ください。



3 電子処方箋の利用申請 ※利用申請後は必ずP16の「3 運用開始日の入力」もご対応いただきますようお願いいたします。

▶医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の利用申請をしてください。
※医療扶助、訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認対応に関しては対応不要です。
- 電子処方箋の利用申請を行った約1週間後から、現在ご使用いただいているシステムから電子処方箋管理サービスが稼働するシステムに接続できるようになります。
- 申請前に、医療機関等向け総合ポータルサイトで「電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請等）完了の登録」が完了していることを確認してください。まだ完了していない方はすぐにご対応をお願いします。
- 過去にオンライン資格確認の利用申請を行った際に入力した内容は、変更しないようご留意願います。

申請時に登録する内容

- 電子処方箋管理サービスの利用規約への同意有無



所要時間1分程度

電子処方箋利用申請フォーム

（オンライン資格確認利用申請画面と同じ）

[電子処方箋利用申請](#) > 電子処方箋の利用申請へ進む（オンライン資格確認利用申請画面と同じ）

アクセスはこちらからも可能です ▶



1 各機能対応版ソフトの提供

▶システム事業者で対応

- **各機能のソフトウェア自体は、システム事業者から提供されます。**
ソフトウェアのアップデート作業は、システム事業者によって対応が異なりますので、システム事業者とよく相談のうえ、実施方針を決定してください。

基本的には、通常のソフトウェアの更新と同じ方法でご対応いただけます。

(例)

- システム事業者がリモートで更新する方法
- 医療機関・薬局の皆さまが手動で更新する方法
- システム事業者がCD媒体を持ち込む方法 等

2 パソコンの設定・業務上の操作確認（1/2）

▶医療機関・薬局で対応

パソコンの設定

業務上の操作確認

（※システム事業者と相談した上で、医療機関・薬局の皆さまにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合）

- 医療機関・薬局の皆さまにて、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載される、またはシステム事業者から配布される手順書等に従い、パソコンの設定作業を行ってください。
- システム事業者から配布される手順書等に従い、オンライン資格確認や電子処方箋等の各機能を実際に操作し、業務上問題がないか確認してください。
- システム事業者と設定作業等を確認した上で、医療機関・薬局の皆さままで対応可能と判断した場合、手順書等に従い作業を実施してください。
- 一方で、普段からシステム事業者にパソコンの設定作業を対応してもらっている等の理由により、自分たちで対応が難しいと判断した場合はシステム事業者にご依頼ください。

オンライン資格
確認等の機器

- 資格確認端末上の各種アプリケーションの更新
- オンライン資格確認等システムと医療扶助対象者や訪問診療等・オンライン診療等の対象患者の資格情報をやり取りするためのアプリケーション上の設定
- 電子処方箋管理サービスと処方内容/調剤結果をやり取りするためのアプリケーション上の設定

ご利用のシステム
（電子カルテ
システム等）

- HPKIカード読取用のICカードリーダーの接続、HPKIカードドライバのインストール
- 医薬品マスタ、用法マスタの更新（必要に応じて実施）

オンライン資格確認等の機器上の設定については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）」第3章をご確認ください。

医療機関等向け総合ポータルサイト>「手順書・マニュアル」の一覧>操作マニュアル

アクセスはこちらからも可能です ▶



2 パソコンの設定・業務上の操作確認（1/2）

（※システム事業者と相談した上で、医療機関・薬局の皆さまにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合）

▶医療機関・薬局で対応

- システム事業者から配布される手順書等に従い、共通する作業はまとめて実施することができます。業務上の操作確認に必要な書類については、システム事業者にお問い合わせください。
- 業務上の操作確認を行うためのステップは以下のとおりです。

1 テスト準備

まとめて
実施可能

- テストに使う環境への切り替え
患者の実データを誤って変更することがないよう、日々の業務で使う環境からテスト用の環境に切り替えます。
※テストに使う環境に切り替えることで日々の業務が行えなくなることから、テストの際は診療時間外などで実施してください。
- テストに使うデータの準備
テストでのみ使用するデータを用意しますので、当該データをお使いいただくシステム上でセットします。

2 テスト実施

- 電子処方箋（基本機能・追加機能）
処方箋や調剤結果の新規作成、変更・削除等を行えることを確認します。
- 診療情報等閲覧
医療保険/医療扶助に関わらず、オンライン資格確認を実施した患者の診療情報等を閲覧できることを確認します。
- オンライン資格確認（医療扶助）
 - 医療扶助対象患者に対し、受給者番号等によりオンライン資格確認（単件/一括）を行えることを確認します。
 - オンライン資格確認実施後、照会番号の一括登録、資格履歴の確認が行えることを確認します。
- オンライン資格確認（訪問診療等・オンライン診療等※）
 - 患者宅等においてモバイル端末やタブレット、ノートPCを用いて、カードの読み取りを行うことができるか確認します。
 - 2回目以降の資格確認において医療機関等から再照会機能が使用できることを確認します。

3 テスト実施後作業

まとめて
実施可能

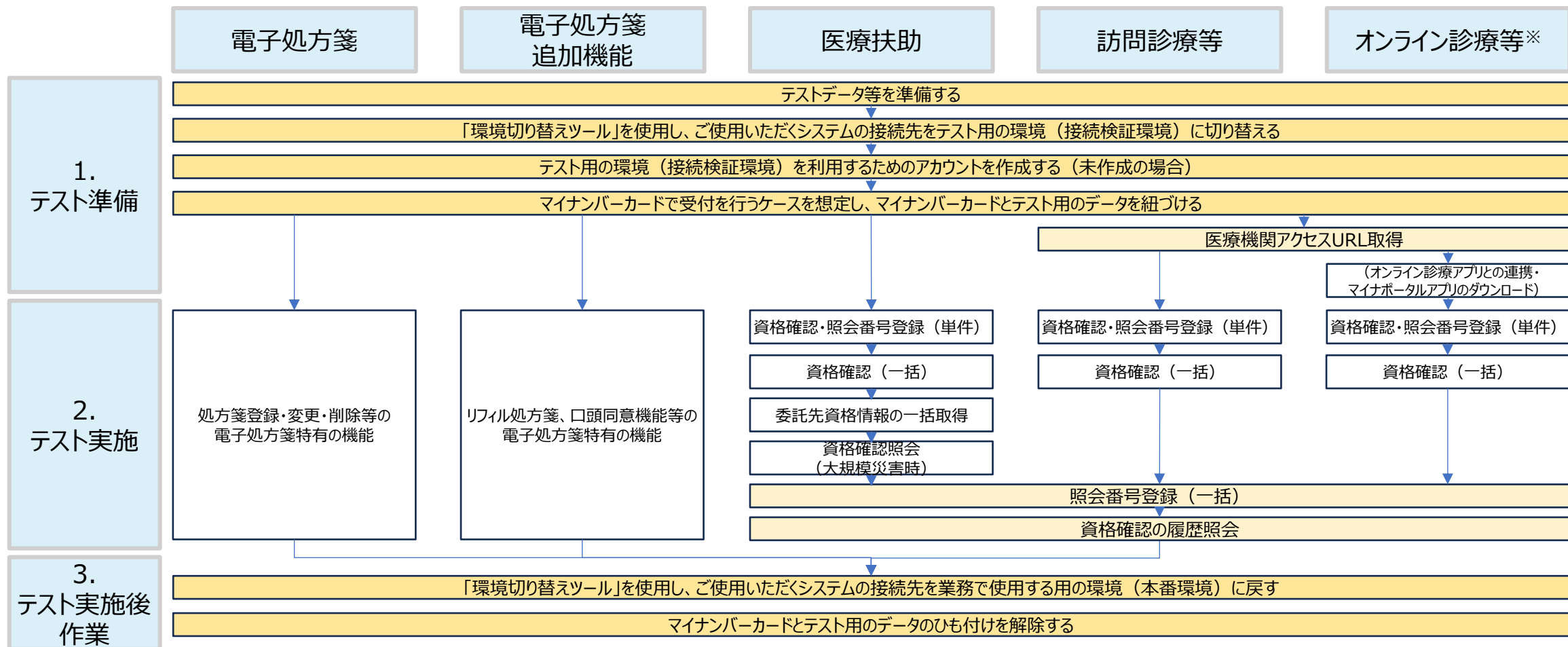
- 日々の業務で使う環境への切戻し
テストが完了した後は、日々の業務で使用する環境に戻します。
- テストで使用したデータの削除
テストで使用していたデータを削除します。

作業詳細は次ページ参照

2 パソコンの設定・業務上の操作確認 (2/2) ～業務上の操作確認について～

(※システム事業者と相談した上で、医療機関・薬局の皆さまにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合)

▶医療機関・薬局で対応



※「医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認」(P20参照) も含む

3 運用開始日の入力

▶医療機関・薬局で対応

- パソコンの設定や業務上の操作確認が完了したら、必ず医療機関等向け総合ポータルサイトで運用開始日を入力してください。

運用開始日の入力についての留意事項

- ・ 入力いただいた運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚生労働省HP等で国民向けに公表します。そのため、**運用開始日（導入準備が完了し、患者に対して電子処方箋の発行、又は電子処方箋による調剤等が可能となる日）の目途がわかり次第、正確に入力**するようお願いします。
- ・ **オンライン資格確認の運用開始日と間違えないように留意ください。**

※電子処方箋管理サービスの運用が開始する**令和5年1月26日以降の日付**を入力してください。

※事前に「**電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請等）完了の登録**」、「**電子処方箋利用申請**」が完了していることを確認し、完了していない場合は速やかに対応をお願いします。



所要時間1分程度

運用開始日を入力した施設は、[こちら](#)で電子処方箋対応施設として公開されます。



電子処方箋の運用開始日入力画面

[電子処方箋の運用開始日入力](#) > 運用開始日入力画面へ進む

アクセスはこちらからも可能です ▶



準備作業が問題なく完了しているか
確認できるチェックリストも
用意していますので、ぜひご活用ください！

本番切替え前セルフチェックリスト

（医療機関・薬局向けそれぞれあります）

[電子処方箋について知りたい方はこちら](#)

- > 電子処方箋の導入に向けた準備作業について
- > ○準備作業について知りたい方はこちら

1 患者動線を含む業務フロー/変更点の確認

▶医療機関・薬局で対応

導入後の業務の理解

- 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載の運用マニュアル等で導入後の業務の流れをご確認ください。

システム事業者より操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

自施設における変更点の確認

- 患者の動線に沿って、オンライン資格確認から電子処方箋の発行・受付等の業務に係る変更点をご確認ください。

具体的な作業内容例

- 医療扶助のオンライン資格確認は、医療保険におけるオンライン資格確認を踏まえたものであり、追加で変更となる点は「委託先情報の一括取得」と想定しています。
画面表示の内容が一部異なる場合（未委託医療機関における表示等）がございますので、業務開始前に一度ご確認ください。
- 訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認の業務内容をご確認ください。
- オンライン資格確認を実施した患者に対する電子処方箋の発行・受付等の業務内容をご確認ください。
※厚生労働省HPに、電子処方箋を導入した医療機関・薬局における実際の業務を紹介しておりますので適宜ご参照ください。
- 上記について医師・歯科医師、薬剤師、職員の方に周知し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 必要に応じて、医療機関・薬局における業務手順書等も更新してください。

參考資料

(参考) 訪問先でマイナンバーカード暗証番号を覚えていない患者/利用者に対して資格確認をできるようになります!

訪問診療等
×
オンライン資格確認

訪問診療等におけるオンライン資格確認対応により、訪問先でも、Webサービス（マイナ在宅受付Web）で暗証番号により資格確認ができます。
令和6年10月からは、Webサービスではなくアプリ（マイナ資格確認アプリ）を使用することで、暗証番号を忘れてしまった患者/利用者でも、マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）することにより、資格確認をできるようになります。

訪問診療等でのオンライン資格確認による利便性向上

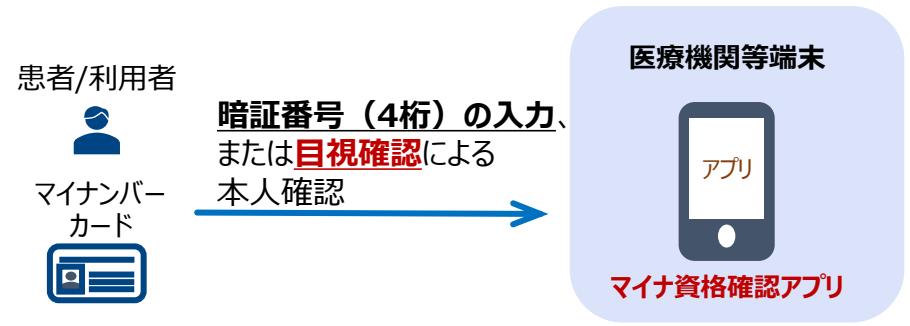
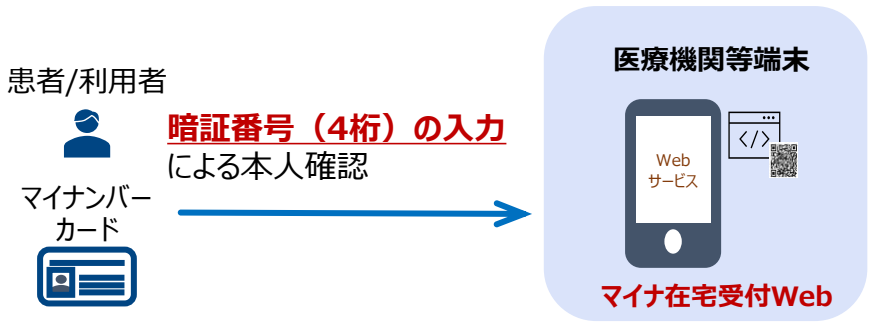
オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入後

令和6年10月から運用開始

資格確認の方法

- モバイル端末等から**Webサービス（マイナ在宅受付Web）**にアクセスして資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**による本人確認。

- モバイル端末等から**アプリ（マイナ資格確認アプリ）**を用いて資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力、またはマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認。



対応デバイス

- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadは未対応

- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット **※iPadに対応**

※ 引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません。

(参考) オンライン診療等におけるオンライン資格確認の機能を使用できるユースケースが追加されました!

オンライン診療等
×
オンライン資格確認

オンライン診療等におけるオンライン資格確認対応により、オンライン診療時に患者が自身のモバイル端末を用いて資格確認ができるようになります。それだけでなく、同じ機能を利用して、外来診療等で発熱患者等の通常と異なる動線において顔認証付きカードリーダーを操作させることなく資格確認ができたり、緊急入院時に医療従事者のモバイル端末を用いて資格確認ができるようになります。

通常の窓口とは異なる動線における資格確認のイメージ

マイナ在宅受付Webへ
アクセス

薬剤情報等の提供に
関する同意取得

本人認証

登録完了

本人確認

資格情報等を取得

(医療機関等の端末)

- ① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス



(患者の端末)

- ① 来院時、もしくは事前に連携されたURLや二次元コードを読み取り、患者のモバイル端末等から「マイナ在宅受付Web」へアクセス



(医療機関等・患者端末共通)

- ② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者同意の有無を選択



- ③ 4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをかざす



- ④ 同意登録が完了



(患者の端末の場合のみ)

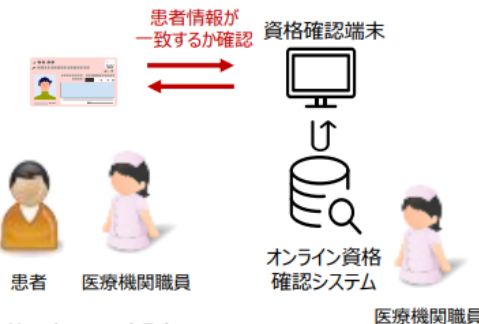
- ⑤ 顔写真付き身分証で本人確認を行う



- ※ 自宅等の遠隔で同意登録・本人認証を行った場合は、原則本人確認が必要
- ※ 再診等で本人であることが自明の場合は除く

(医療機関等・患者端末共通)

- ⑥ オンライン資格確認等システムから資格情報等取得する



オンライン診療等におけるオンライン資格確認の機能を用いて、新たに、オンライン資格確認ができる業務

- 発熱や風邪症状のある患者に対し、他の患者への感染を防ぐため、**顔認証付きカードリーダーを操作させずに、通常と異なる動線でオンライン資格確認を行う場合**
- 緊急入院等により、資格確認を行わずに入院した患者に対し、**病室で資格確認を行う場合**
- 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施する**ドライブスルー方式等の運用**を行っており、顔認証付きカードリーダーを操作することなく**資格確認を行う場合**など

※オンライン診療等におけるオンライン資格確認に対応していれば、追加改修を行うことなく、資格確認ができます。

※ URLまたは二次元コードの連携方法としては以下を想定

- ・二次元コードを紙に印字して配布
- ・医療機関等のHP上にURLや二次元コードを記載
- ・予約システム等にURLを記載

(参考) 訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認と電子処方箋を導入することのメリット

訪問診療等・オンライン診療等
×
オンライン資格確認

電子
処方箋

訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認と併せて電子処方箋を導入することで、業務上、以下のメリットがあります。

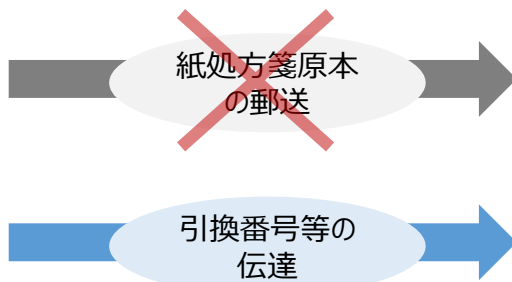
- ① 電子処方箋を導入することで、訪問診療等・オンライン診療等において処方箋原本を発送する手間やFAXなどの設備が不要となり、事務作業にかかるコストも削減されます。
- ② 訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認機能（マイナ在宅受付Web等※¹）を導入することで、薬剤情報等を診察等で活用できるようになりますが、電子処方箋も併せて導入することで、直近の処方・調剤情報も閲覧可能になります。

訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認対応とあわせて電子処方箋を導入することで、
医療機関から薬局（患者）に対して、紙の処方箋原本を郵送する業務が不要となります※²

訪問診療等・オンライン診療等を行う
医療機関



これまで行っていた処方箋原本発送等の
業務を削減できます



アプリ・WEB・FAX・電話等
(※オンライン診療の場合は患者から
薬局へ引換番号等を伝達する。)

訪問服薬指導・オンライン服薬指導
を行う薬局



電子で処方箋の原本を取得できるため、
すぐに調剤を開始することができます

患者



診察から服薬指導、薬の受け取りまで、
今よりもっと便利に自宅等で
医療を受けられるようになります

※¹ P19のとおり、訪問診療等でのオンライン資格確認については、令和6年10月より、マイナ資格確認アプリを利用して行うことも可能です

※² オンライン服薬指導にあたっては、「オンライン服薬指導の実施要領について」

(令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) のルールに従って行ってください